番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注１）	事由
1	平成21年３月30日	第16期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成20年12月期有価証券報告書）	平成20年１月１日～平成20年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲1,418百万円であるところを▲1,302百万円と記載	債務保証損失引当金の不計上等
2	平成22年３月31日	第17期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年12月期有価証券報告書）	平成21年１月１日～平成21年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲2,692百万円であるところを▲1,545百万円と記載（注２）	・減損損失の過少計上 ・著作権の過大計上 等
				連結貸借対照表	連結純資産額が▲435百万円であるところを827百万円と記載（注２）	
3	平成22年５月14日	第18期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年３月第１四半期四半期報告書）	平成22年１月１日～平成22年３月31日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲513百万円であるところを748百万円と記載（注３）	著作権の過大計上等

（注１）　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

（注２）　デザインエクスチェンジ株式会社は、平成22年９月15日提出の訂正報告書において、連結当期純損益を▲3,052百万円に、連結純資産額を▲666百万円にそれぞれ訂正している。

（注３）　デザインエクスチェンジ株式会社は、平成22年９月15日提出の訂正報告書において、連結純資産額を▲744百万円に訂正している。

２．デザインエクスチェンジ株式会社は、関東財務局長に対し、

⑴　平成21年３月18日、有価証券届出書（普通株式）を提出し、さらに、同年３月30日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成20年12月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）を組込情報とする当該有価証券届出書の訂正届出書を提出し、同訂正届出書に基づく募集により、同年４月６日、260,000株の株式を70,200,000円で取得させ、

⑵　平成21年３月18日、有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、さらに、同年３月30日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成20年12月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）を組込情報とする当該有価証券届出書の訂正届出書を提出し、同訂正届出書に基づく募集により、同年４月６日、20,000個の新株予約権証券を62,000,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第172条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】　1,794万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成23年１月12日

課徴金納付命令日　平成23年２月４日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑭　メルシャン株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成23年２月１日

【勧告の対象となった違反事実】

メルシャン株式会社は、関東財務局長に対し、架空売上の計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項並びに金商法第172条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成20年３月26日	第91期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成19年12月期有価証券報告書）	平成19年１月１日～平成19年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲1,598百万円であるところを483百万円と記載	架空売上の計上等
2	平成21年３月25日	第92期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成20年12月期有価証券報告書）	平成20年１月１日～平成20年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲1,871百万円であるところを162百万円と記載	架空売上の計上等
3	平成21年11月10日	第93期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年９月第３四半期四半期報告書）	平成21年１月１日～平成21年９月30日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲2,295百万円であるところを▲126百万円と記載	架空売上の計上等
4	平成22年３月25日	第93期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年12月期有価証券報告書）	平成21年１月１日～平成21年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲2,117百万円であるところを28百万円と記載	架空売上の計上等

(注)　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】　1,000万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成23年２月１日

課徴金納付命令日　平成23年２月22日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。